

任免状況(令和5年6月1日現在・法定雇用率 2.6 パーセント)

1. 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 685 人
2. 障害者の数 18 人
3. 実雇用率 2.63 パーセント
4. 不足数(法定雇用率を達成するために採用しなければならない障害者数) 0人

注意

- ・法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数です。
- ・障がい者の数とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしています。また、短時間勤務職員である重度身体障がい者及び重度知的障がい者については1人を1カウントしています。さらに、短時間勤務職員(重度以外の身体障がい者及び知的障がい者)については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしています。
- ・狛江市は法第 42 条の規定による特例認定を受けているため、狛江市教育委員会に勤務する職員を狛江市に勤務する職員とみなし合算して通報しています。